

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
教育資金贈与税非課税措置に関する特約 1. (特約の適用範囲) (1) この特約は、当組合とこの特約を締結する個人（以下「貯金者」という。）の教育に必要な教育資金を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第70条の2の2の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」という。）にもとづき直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「教育資金非課税措置」という。）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が教育資金非課税申告書を提出し、当組合が当該申告書を受理したものに適用します。 (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。 ① 貯金者が口座開設時点において30歳未満であること ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当組合に提示すること ③ 貯金者が前号の契約にもとづき2021年4月1日から202<u>3</u>年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること ④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用） ⑤ 教育資金非課税申告書において、教育資金非課税措置の適用を受ける金額として1,500万円を超える金額が記載されていないこと ⑥ 貯金者が教育資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」という。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した教育資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く） ⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の教育資金とすることが予定されていること ⑧ 貯金者が教育資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を提出すること (3) この特約の適用後に第2項各号のいずれかに該当しないことが明らかになった場合、この貯金口座は、当組合が教育資金非課税申告書を受理した日に遡って、特約を適用しないものとして取り扱います。 2～3. (省略) 4. (贈与者死亡時の定め) 第1条第2項第3号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前3年以内 <u>(2021年4月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず)</u> に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内 <u>(2021年4月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず)</u> に取得した金銭の価額に対応する金額）を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません <u>(2019年4月1日以後の贈与について適用)</u>。 ① 当該貯金者が23歳未満である場合 ② 当該貯金者が学校等に在学している場合	教育資金贈与税非課税措置に関する特約 1. (特約の適用範囲) (1) この特約は、当組合とこの特約を締結する個人（以下「貯金者」という。）の教育に必要な教育資金を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第70条の2の2の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」という。）にもとづき直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「教育資金非課税措置」という。）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が教育資金非課税申告書を提出し、当組合が当該申告書を受理したものに適用します。 (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。 ① 貯金者が口座開設時点において30歳未満であること ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当組合に提示すること ③ 貯金者が前号の契約にもとづき2013年4月1日から202<u>1</u>年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること ④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用） ⑤ 教育資金非課税申告書において、教育資金非課税措置の適用を受ける金額として1,500万円を超える金額が記載されていないこと ⑥ 貯金者が教育資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」という。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した教育資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く） ⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の教育資金とすることが予定されていること ⑧ 貯金者が教育資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を提出すること (3) この特約の適用後に第2項各号のいずれかに該当しないことが明らかになった場合、この貯金口座は、当組合が教育資金非課税申告書を受理した日に遡って、特約を適用しないものとして取り扱います。 2～3. (省略) 4. (贈与者死亡時の定め) 第1条第2項第3号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前3年以内 <u>(追加)</u> に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内 <u>(追加)</u> に取得した金銭の価額に対応する金額）を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません <u>(追加)</u>。 ① 当該貯金者が23歳未満である場合 ② 当該貯金者が学校等に在学している場合 ③ 当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

③ 当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合 5～15.（省略） 16.（特約の変更） （1） この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 （2） 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします 17.（省略） 以 上 <u>（令和3年4月1日現在）</u>	5～15.（省略） 16.（特約の変更） （1） この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の特約に基づいて変更するものとします。 （2） 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 17.（省略） 以 上 <u>（令和2年4月1日現在）</u>
---	--